

令和5年度第2回静岡県入札監視委員会議事概要

- 1 開催日時及び場所 令和5年12月1日(金)午後1時30分～午後3時30分
県庁別館9階特別第2会議室
- 2 出席者 委員長 田中博通 (東海大学海洋学部名誉教授)
委員長代理 岩崎敏之 (静岡文化芸術大学デザイン学部教授)
委員 池谷てる代 (NACS中部支部静岡分科会役員)
服部乃利子 (しずおか未来エネルギー株式会社代表取締役社長)
一杉泰博 (弁護士)
県説明員等 勝又交通基盤部長、林交通基盤部長代理、酒井交通基盤部理事、萩原建設
経済局長
事務局 藤塚建設業課長、柳原技術調査課長 ほか

3 議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況の報告

第1回入札監視委員会において質問のあった、静岡県の建設工事の入札における1者入札及び環境配慮の状況等について、県から説明があった。また、令和5年4月1日～令和5年9月30日に県が発注した工事の入札・契約手続の運用状況等について、県から報告を受け、質疑を行った。

(2) 抽出事案に関する説明及び審議

委員が抽出した下記の4事案について、県から経過等の説明を受け、質疑を行った(主な質疑は、別紙のとおり)。

(抽出事案)

- ・ 令和5年度治山(防災林造成)中新田2工事
- ・ 静岡中央警察署本署庁舎排水管更新工事
- ・ 令和5年度(主)掛川浜岡線ほか交通安全工事(区画線工)
- ・ 令和5年度遠州広域水道用水供給事業(含む中遠工業用水道事業)寺谷取水場 制御用直流電源装置改築工事

(3) 審議の結果

抽出事案に係る入札及び契約手続について、意見の具申及び勧告はなかった。

質 疑	応 答
<p>① 令和5年度治山（防災林造成）中新田2工事 [経済産業部中遠農林事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注工事一覧表に、いくつかの治山工事があるが、ほとんどが落札率90～92%であり、予定価格より安く落札されている理由が分かれば知りたい。 落札率が低いときはなぜ低いのか確認しているか。 今回入札した業者で、低入札価格調査に該当する業者が3者おり、3者とも全く同じ金額での低入札であるのは、どのように考えれば良いか。 今回の工事で造成した防災林は、苗木を育てていく必要があるが、育てていくための維持管理費のようなものは、あらかじめ見込まれているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の工事の落札率は91.5%である。本工事は海岸工事であるため、町なかの工事に比べて地元等の関係者と調整が多くない、狭隘で急勾配な山の工事に比べても大変効率性がよいという理由から、9者が応札し、入札価格が競争原理が働いたと考えている。 落札率が低率に見えるが、現在施工中の令和5年度における防潮堤工事9件の平均落札率は92.1%で、令和4年度以前の同種工事においても同程度の落札率は多く見られるため、本工事のみが特別低率なわけではない。平成26年以降、防災林造成工事を実施しているが、例えば平成29年は落札率が94%で、それ以降は業者も工事に慣れてきて落札率が低くなっていると考えられる。 今回の工事のように入札価格が調査基準価格を下回っていると、低入札価格調査を実施する。なぜその価格で入札したのかを調査し、適切な施工が可能であるかを判断している。 現在、単価や歩掛が公表されているため、業者はかなり精度の高い積算をし、入札する。低入札価格調査をした上での契約となると、契約保証金を通常10分の1のところを10分の3以上納めなければならないとか、土木工事における技術者を余分に2人以上付けなければならないといった制約がかかる。このため、できるだけ低入札価格にならないように、かつ、自分たちが仕事をできるラインの価格で業者は入札してくるということがあり、低入札価格の際どいラインの中で、同じような価格が発生してきているのではないかと考えている。 今回の工事においては植えるところまでの工事であるが、植えるために必要な栄養分を持った土を下に混ぜている。維持管理費は不明だが、県有地であるため県で木の植栽状況等の確認は行う。 例えば、事業開始当初の防災林は、5年ほ

質 疑	応 答
<p>② 静岡中央警察署本署庁舎排水管更新工事 [警察本部施設課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者が3者で、辞退と無効のため最終的に応札したのが1者となっているが、辞退と無効の経緯を教えてください。 内訳書等を合計したときに、今回受注業者の落札率がぴったり100%になるのは、なぜなのか。 そもそも、予定価格積算のための見積りを提出した業者が、自ら入札をしても良いのか。 今回、予定価格積算のための見積りを提出した業者が、入札しなかったのはなぜか。 	<p>ど経過し木が大きくなってきている。しっかりと育つかどうかも懸念があり、元々密度を高め植えているため、5年ほど経過したところで間伐したり、枝打ちをしたりということ、別途事業として実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも、入札参加資格があると想定される37者のうち、公告後に入札参加資格申請書を提出したのが3者しかなかった。3者のうち、1者については、入札が始まってから辞退表が提出され、もう1者については、何も反応がなかった。結果的に札を入れたのが、今回受注業者のハローG1者のみで、この落札率が100%となっている状態。 ぴったり100%になるのは、極めてまれな事例だと感じている。予定価格と業者の入札価格を比較すると、項目のそれぞれには差があるが、合計すると偶然落札率100%になる。 なお、本工事の予定価格は、県の積算基準に基づいて決めたわけではなく、業者の見積りで決めた。県の建築資材の見積りの要領に従って3者から見積りを取り、平均値を出した上で、上下30%の異常値をカットした中から最安値を予定価格とした。予定価格を採用した業者は入札に参加しなかった。 入札することは可能。なお、見積りを提出した業者は、自分の価格が予定価格になるかどうかは分からない。 ヒアリングをしたところ、ほかの工事との受注の兼ね合いがあり、技術者がそちらの工事を担当することになったため本工事を受注できなかったとのことだった。
<p>③ 令和5年度（主）掛川浜岡線ほか交通安全工事（区画線工） [交通基盤部袋井土木事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の工事は落札率が比較的低いが、応札 	<ul style="list-style-type: none"> 我々が想像するに、区画線の現場について

質 疑	応 答
<p>業者が19者と非常に多い。説明によると難易度の高い工事ではないように受け取ったが、どのような競争原理が働いているのか。また、入札価格がほぼ全て同額であるが、これはよくあることなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格が分かるため、そこに向かって何十者かが同様の価格で入札するとなると、競争原理が全く働いていないように思えるのだがどうか。 予定価格公表時期を事後にするか事前にするかという問題について、今回の工事のようにほとんどの業者の入札価格がそろうのであれば、事前公表すれば良いのではないかと思うがいかがか。 	<p>は、現場条件による差があまりないため、諸経費等の価格には差がない。</p> <p>また、今回の区画線工は、白の実線と破線を引くものであり、工種も非常に少なく、実施設計書の構成は、設置費、材料費ともに公表されており、静岡県最低制限価格制度実施要領を基に算定すると、最低制限価格が把握できるものである。業者によっては、持ってる機材等で算出金額に差が出ることも考えられるが、千円単位で丸めた結果、入札価格が同額になったのではないかと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度、同じような区画線の工事がこのほかに5件あり、同じような傾向になっている。どの業者も受注意欲があるため、入札価格をできる限り低くしてきている。県としては、品質の悪化や安全対策の不徹底、労働条件の悪化などを排除するために最低制限価格を設けており、入札価格がそれを下回ると失格という形にしている。受注意欲の集中により、最低制限価格の下限値に入札価格が集中してしまうのはある程度やむを得ないと考えている。 あくまでも、静岡県は予定価格は事後公表としている。ただし、この区画線工については、比較的積算が簡単で、距離と単価を掛けて、経費を掛ければすぐ算出できる。このため、ほかの複雑なものや、予定価格算定のために見積りを取っているもの、工事の工程で少し差異があるものに比べて、入札価格が最低制限価格とぴったりとそろうことになる。加えて今は、この区画線の工事は発注が少なく、業者の受注意欲が非常に高い。今回の工事はこのような条件が重なった特殊な事例であるので、全てを事前公表にすれば良いわけではないと御理解いただきたい。
<p>④ 令和5年度遠州広域水道用水供給事業 (含む中遠工業用水道事業) 寺谷取水場 制御用直流電源装置改築工事 [企業局西部事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回抽出した寺谷取水場の工事と、寺谷浄水場の工事が、同じような電源の工事、公告日も同じ、契約日も同じ、完成予定日も同じ、場所もすぐく離れているわけでは 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの工事は、目的が違う。直流電源装置は、取水場にある高圧受変電設備の制御電源、動作電源を賄うもので、主に充電と給電の負荷設備に供給するための電源装

質 疑	応 答
<p>ないとのことだが、2つ合わせて発注しなかったのはなぜか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の取水場の工事は、辞退や無効がなく、入札したのが明電エンジニアリング1者のみで、浄水場の工事は3者の業者が入札参加しているが、落札したのは明電エンジニアリングとなっている。浄水場の工事の入札参加者3者のうちのほかの2者は、今回審議対象となっている取水場の工事が技術的にできないのか。 ・ 工業用水の収益は、工業用水の維持管理や今後の補修といったものにしか使わないのか。 	<p>置、直流電源を送るものである。もう一つの浄水場にある無停電電源装置は、監視制御装置、コンピュータに電源を送るための無停電電源装置であり、100ボルトを平常時から送って、停電してもコンピュータが突然シャットダウンしてデータが消えてしまわないようにする弱電設備のための装置である。このように、強電と弱電で目的が違うため、今回は分けて発注をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ できないことはないと思われる。今回、見込対象業者として29者が選定されており、どこの業者も履行できるはずだ。ただ、今回契約した明電エンジニアリングが、そもそもの高圧受変電設備の装置を入れているメーカーである。今回、停電をしないで浄水場へ水の供給をしなければならず、水を送り続けなければならないため、仮設や養生等に関して、既設の設備を持っている業者のほうが要領がよく分かっているので、そういった理由から1者応札になったと考えられる。 ・ 収支はここだけで完結している。中遠工業用水の収益は、中遠工業用水だけのために使っており、ほかに回していない。